

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項及び第5項の規定に基づき、平成30年度における環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量を下記のとおり公表する。

記

※平成30年度における輸入基準数量：147,500トン

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分	公表日
12月	下旬	0トン	147,500トン	平成31年1月10日
1月	上旬	10,007トン	137,493トン	平成31年1月18日
	中旬	—	—	—
	下旬	—	—	—
2月	上旬	—	—	—
	中旬	—	—	—
	下旬	—	—	—
3月	上旬	—	—	—
	中旬	—	—	—
	下旬	—	—	—

(備考)
・環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉は関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の3の項に掲げる物品。

・累計輸入数量は平成30年12月30日から各旬末日までの輸入数量。